

資 料

「持続可能性社会」法学研究（5）

「持続可能性社会」法学研究会
（代表者 榎澤 能生）

英国法における紀年法と暦について
——リーガル・サイティションから読み解く——

高橋満彦

英国法における紀年法と暦について ——リーガル・サイティションから読み解く——

高橋満彦

はじめに

第1章 引用表示からみる治世年の使用方法

第2章 Short title (略称) について

第3章 Short title の暦年及びいわゆる西暦の問題について

第4章 まとめと若干の考察

はじめに

「西暦」2019年5月に元号が「令和」と改まったことは世界的にも注目を浴びた。王君と関連して時代を区切るという営為を継承している近代国家があるということが世界の関心を惹いたのだと考えられる。現代日本における法制上の性質はともかくとして⁽¹⁾、元号とは漢の武帝に始まり、帝王が時を統べるという思想に基づくという。帝王が時を統べるという点では、現代の暦はローマの皇帝による暦の整備に大きく恩恵を被っている。そして、近代君主制の代表であるイギリスでも治世年 (regnal year) という紀年法が用いられることがある。

英米法で法源たる判例や制定法にあたる際に必要な情報は legal citation (引用表示) を参照するが、その中でも大切な情報は「年」である。判例法主義ということもあり、英米における引用表示は厳格なルールに基づいて詳細なものだが、その略記号はわかりにくい。いかに引用表示の略し方が独特でも、年ならわかると思うだろうが、実は英国法制史研究において年は落とし穴である。なぜならば暦と治世年という英国固有の紀年法に関する障壁があるからだ。

(1) 元号法 (昭和54年法律第34号) では「元号は、政令で定める」(第1条)、すなわち内閣が定めるとする一方、「皇位の継承があつた場合に限り改める」(第2条) としている。

多くの法学者は、英国法に用いられる過去の紀年法や暦について注意を払うことは少ないが、時として事件の前後関係を誤る可能性もある。史学では、歴史上に日付を必ずしも現代の暦法に変換するということは求められていない。しかし、歴史上の日付が現代の暦と同じだと信じ込むことは危険である。他の文化を有する地域と対照する際に誤解が生じるばかりでなく、気象や自然現象を理解できないこともあろう。特に筆者のように環境法や農業法の歴史を研究する際には注意が必要となる。

英国及び西欧の歴法や紀年法についてはもちろん先行研究がある。Cheney & Jones による *Handbook of Dates* (以下『ハンドブック』)⁽²⁾ は英国史研究に大変便利なものである。邦文では、法制史家の井ヶ田良治教授や西洋史家の間崎万里教授による論考がある⁽³⁾。特に井ヶ田 (1980) は土地証文を題材に「治世年の非合理的なまでの厄介さ」を紹介しており、大変参考になる。

これらの先行研究で英国の治世年や暦の理論は既に明らかにされている。しかし、何分にも煩瑣かつ晦渋な事柄であり、実務的には戸惑うことも多い。『ハンドブック』は教会暦など多様な情報を掲載しているものの、法学に特化したものでもなく、英国史に詳しくない日本の法学者には使いづらい面も否めず、かつ、看過できない誤りも見出される (ウィリアム三世の治世年など)。全般的に先行研究には治世年に関する紹介はいくつかあるものの、治世年と「西暦」の組み合わせに関連する問題の解説はやや手薄に感じる。そこで、本稿では英国法情報への入口ともなる引用表示に即して、紀年法及び暦に関する実務的な知識を提供するとともに、我が国の元号制に関して参考となる事柄を見出したい。加えて、引用表示や制定法の略称 (short title) に関する固有の問題点を指摘し、若干の技術的な裨益をもたらしたい。

英国法に関する引用表示は、議会の書記官、印刷局、法令集編集者などの長年の実務の蓄積の上に成り立っているもので、公式の正書法はないが、マニュアルとして主としてオックスフォード大学法学部の研究者らにより編まれた OSCOLA⁽⁴⁾ がある。これは伝統的に使用されてきた引用表示を整理して模範例

(2) C. R. Cheney and Michael Jones, *A Handbook of Dates: For Students of British History* (new edn, CUP, 2000).

(3) 井ヶ田良治「イギリスにおける王治世年と西暦—土地証文を通じてみる」歴史評論 358: 59-68, 1980。間崎万里「中世紀年法大意 (上・下)」三田学会雑誌 15: 569-584, 716-732, 1921。

(4) Donal Nolan and Sandra Meredith, *OSCOLA: The Oxford University Standard*

を示すことを目的としているが、英国では米国のようにマニュアルを厳守する傾向は薄い。例えば OSCOLA は伝統的に使用されてきたコンマとピリオド (full stop) を省略することなどを推奨しているが、従わない文献も多い。そもそも OSCOLA は原則例を示す簡潔なもので、指示のない事項も多い。

米国では Bluebook⁽⁵⁾ が有名である。Bluebook は英国法に関しては概ね英国で用いられている引用表示に準拠しているが、OSCOLA はピリオドやコンマを略すのに対して Bluebook は略さないなど若干の異同があり、Bluebook の方が伝統的な引用表示に近い。しかし、王名について Bluebook は英国での通例 (ただし、OSCOLA には指示なし。) と異なる省略をしていることがある。本稿では英国で使用される引用表示ということで、基本的に OSCOLA に準拠したが、OSCOLA に指示のない事項では法令や法律文献を参照した。また Bluebook についても、必要に応じて表示例を示して必要な情報を提供したつもりである。

なお、本稿で英国、イギリスの制定法として論ずるのは、イングランド (グレートブリテンおよび連合王国においてはスコットランドやアイルランドの法令は除く。) の public act で、private act は扱わない。

第 1 章 引用表示からみる治世年の使用方法

英国法は米国のような法典化 (codification) はなされておらず、基本的には xx 年の法律 yy 号といった形でまとめられているので、その意味では我が国と近いといえよう。ただ、英国法では 1962 年以前の制定法については引用表示に治世年を用いている。日本にも元号があるので、元号西暦対照表のような一覧表を一つ用意すればたやすいものだと思うかもしれないが、話はそう簡単ではないのである。引用表示が読み解けるように実例をもとに解説する。なお、【 】 に示した制定法の邦訳は、筆者による試訳である。

< 例 1 > 1963 年以降の制定法の引用表示

Hunting Act 2014 c 37

または Hunting Act 2014

for Citation of Legal Authorities (4th edn, Hart Publishers 2012).

(5) *The Bluebook: A Uniform System of Citation* (21st edn, Harvard Law Review Association 2020).

【キツネ狩り等禁止法】

Bluebook ではコンマ、ピリオド、chapter 番号を略さない。
Hunting Act 2014, c. 37.

この形式の引用表示は、Acts of Parliament Numbering and Citation Act 1962 (以下「制定法の引用表示法」) により定められ、1963年1月1日から施行されているものである。現行制定法には1963年以降の制定のものが多く、この形が制定法の引用表示で最もよく目にする形式であるので、基本形として覚えておきたい。

Hunting Act 2014は、同法の short title (略称) である。Short title については次章で解説する。

short title に続く c 37は chapter 37の略で、この法律が2004年に制定された法律第37号ということである。なお、OSCOLA は1963年以降の制定法の引用表示に chapter 番号を省いている。しかし、「制定法の引用表示法」は法律を今までのように会期別ではなく、暦年別にするのと定めたのみで、chapter 番号は引き続き付されて政府の公式オンライン法令集 legislation.gov.uk⁽⁶⁾でも使用されているばかりか、オックスフォード大学図書館の解説でも省かれておらず⁽⁷⁾、省略しない文献も多い。引用表示としては省かない方が無難であろう。

<例 2> 1962年以前の制定法の引用表示

The Calendar (New Style) Act 1750 (24 Geo 2 c 23)

【新暦法】

Bluebook では OSCOLA のように治世年と chapter 番号を括弧でくくらない。

The Calendar (New Style) Act, 1750, 24 Geo. 2 c. 23.

この形式は、「制定法の引用表示法」が施行された1963年1月1日より前に制定された制定法の表示方法である。前半は例1と同様に short title であるが、後半の符号は何であろうか。24 Geo 2 c 23は、24 Geo 2が治世年 (Regnal

(6) legislation.gov.uk <<https://www.legislation.gov.uk/>> last visited 6 October 2020.

(7) Bodleian Libraries, Oxford University, *Legal Skills and Research: Citation* <<https://ox.libguides.com/c.php?g=423012&p=2888692>> last visited 6 October 2020.

year) であり、この法律が議会においてジョージ 2 世の治世 24 年目に開催された会期で成立したことを示し、c 23 は、chapter 23 すなわち当該会期に成立した法律第 23 号となるのだ⁽⁸⁾。サフィックス (suffix, 名の後につく「2 世」など) の数字が通常と異なり、アラビア数字であることに注意したい。Chapter は、往古は一つの議会 (Parliament) では一つの Act しか成立せず、その Act を事案ごとに複数の chapter に分けていた時の名残である。

Short title には通常は暦年が記されているため、治世年には議会の会期を示す以外に存在意義がないようである。実際、1963 年以降に成立する法律には「制定法の引用表示法」により治世年は用いられないこととされた。しかし、1962 年以前の法律の引用表示はあくまでも治世年が基準で、暦年ではなく、会期 (治世年で示される) ごとに chapter (番号) を付してまとめられている。Legal citation はあくまで引用または言及する出典の表示なので、会期ごとにまとめられているものは、会期で表示するのは合理的なのだ。また、例 4 や 5 のように重要な法律には short title に暦年を含まないものがある。そして、すべての法律に short title が付与されているわけではない。廃止 (repeal) されるなどして効力を失った古い法律には short title がないものが多く、治世年と章番号だけで引用表示される。したがって、治世年を無視することはできないのだ。

<例 3> 1962 年以前の制定法の引用表示 (議会議会が治世年をまたいだ例)
Acts of Parliament Numbering and Citation Act 1962 (10 & 11 Eliz 2 c 34)

【制定法の引用表示法】

議会の会期は年をまたいで行われることも多い。前半は short title、後半はエリザベス 2 世の治世第 10 年から 11 年にかけて開会された会期 (10 & 11 Eliz) で成立した法律第 34 号 (c 34) ということになる。議会の会期は The History of the Parliament <<http://www.historyofparliamentonline.org/research/parliaments>> で調べることができる。ただし、かつての議会では会期が終了 (prorogation) したのか、休会 (adjournment) しているのが明確ではないことが多々あり、会期の正確な日付は確定できないこともあることには留意し

(8) 古い立法の chapter 番号は、必ずしも厳密に成立順にふられているわけではない。

たい⁽⁹⁾。

<例4> 1962年以前の制定法の引用表示（1治世年に複数の会期が開会された例①、共同統治の例）

Bill of Rights (1 Will & Mar Sess 2 c 2)

【権利の章典】

あまり例は多くないが、一つの治世年のうちに複数の会期が開会されることもある。連合王国の不文憲法を構成する特に基本的な成文法の一つである「権利の章典」であるが、“Bill of Rights”はshort titleである⁽¹⁰⁾。後半からウィリアム3世とメアリー2世の（共同）治世第1年（1 Will & Mar）内の2回目会期（Sess 2）の法律第2号であることが読みとれる。OSCOLAには1治世年に複数会期がある場合の扱いに触れられていないが、伝統的に例4か例5のように表示されている。

Bluebookも1治世年に複数会期がある場合の取扱いを示していない。そのためか、マニュアルを厳守する傾向の強い米国の法律論文には会期を示す情報を省いている例（Bill of Rights 1689, 1 W. & M. c. 2.）も多いが、それでは同一治世年に複数の同じ引用表示の法律が存在してしまうので、次のように会期の情報を補うべきである。Bill of Rights 1689, 1 W. & M. Sess. 2 c. 2.

<例5> 1962年以前の制定法の引用表示（1治世年に複数の会期が開会された例②）Riot Act (1 Geo 1 St 2 c 5)

【騒擾法】

後半でジョージ1世の第1治世年（1 Geo 1）内の2回目の会期（St 2）の法律第5号（c 5）と読むが、会期を示すのにStatuteを意味するStと、例4のように、Sessionを示すSessを用いる例があることに気づく。この違いについて貴族院の記録官であったM. Bondは、Parliament（構成を同じくする議会）とSession（いわゆる会期）の違いという説明をしているが⁽¹¹⁾、G. Chowdhary-Bestが詳細な分析をしたところ必ずしも一貫した法則は確認なかった⁽¹²⁾。18世紀後半からはSessのみが用いられている。

(9) 『ハンドブック』107頁。

(10) Long titleは、An Act declareing the Rights and Liberties of the Subject and Settleing the Succession of the Crowne.

(11) Maurice F. Bond, *Guide to the Records of the Parliament* (HMSO 1971) 97-8.

制定法だけではなく、古い判例も Year Book⁽¹³⁾から引用する際には、Year Book は治世年ごとに編集されているため、引用表示には例 6 のように治世年が用いられている。

<例 6> The Year Books を出所とする古い判例
(1400) YB Mich 2 Hen IV, fo 3v, pl 9

この判例は Year Book のヘンリー 4 世第 2 治世年ミクマス開廷期に出典が求められる。開廷期 (law terms) は、制定法の citation と異なり、サフィックスはローマ数字である。暦年が補助的にかっこ書きされている。fo 3v はフォリオの番号 (folio number)。pl 9 は訴状番号 (plea number)。

なお Bluebook では次のような例が挙げられている。YB 17 Edw. 4, fol. 2a, Pasch, pl. 3 (1477) (Eng.). こちらはエドワード 4 世の第 17 治世年のイースター開廷期 (Pasch) である。イングランドの法廷は年度 (legal year) を四つの開廷期に分け、開廷期の間は休廷する。四つの開廷期は教会暦上の祭日を目安にしている。Easter term と Trinity term は移動祭日を目安にするため、毎年の開廷期には変動があるが、1400 年と 2021 年の例は以下のとおりで、概ねこのような時節に開廷されている⁽¹⁴⁾。

	1400年	2021年
Hilary term -	1 月 23 日から 2 月 12 日	1 月 11 日から 3 月 31 日
Easter term -	5 月 5 日から 5 月 31 日	4 月 13 日から 5 月 28 日
Trinity term -	6 月 23 日から 7 月 14 日	6 月 8 日から 7 月 30 日
Michaelmas term -	10 月 9 日から 11 月 29 日	10 月 1 日から 12 月 21 日

(12) G. Chowdharay-Best, 'The Citation of Acts of Parliament' (2000) 21 Statute L Rev 126.

(13) イングランド最古の判例集で、1268 年から 1530 年の情報を所収。版本として、Sir Anthony Fitzherbert, *La Graunde Abridgement* (first published 1577, Lawbook Exchange Ltd 2009)。

(14) 1400 年は『ハンドブック』、2021 年は、Term dates <<https://www.judiciary.uk/about-the-judiciary/the-justice-system/term-dates-and-sittings/term-dates/>> last visited 14 December 2020 による。ちなみに、legal year は 10 月から始まり、毎年ウエストミンスター寺院で始まりの儀式が行われている。

ところで、開廷中に治世年が改まる際には Yearbook における治世年表示も例 3 同様の対応が基本である。上の表を見てわかるように 1 月 1 日をまたぐ開廷期はないが、どういう意味だろうか。治世年による紀年法には年始に関する独特の癖があり、混乱を生ずることがある。次にその例を示す。

<例 7> 1962年以前の制定法の引用表示
 Allotments Act 1950 (14 Geo 6 c 31)
 【割当菜園法】

割当菜園法の引用表示が示す制定年は、治世年は第14年だが、暦年では1950年である。ジョージ 6 世の即位が1936年なので治世第14年は1949年なのではないのか、という疑問が生じる。治世年のように国王の治世の年数を紀年法に用いるのを即位紀年ともいうが、暦年（キリスト紀元）にはどのように換算すればよいだろうか。それには治世年の概要を知らなければならない。即位紀年は東アジアの元号と似ているが大きな違いもある。以下にそのシステムを解説する。

各王の治世は、王の名を冠した治世年で数えられ、Demise of the Crown (王位終焉) で治世年も終わる。英国の王は日本の天皇と同様に終身制が慣習法であるため、存命中の退位 (abdication) は、エドワード 8 世の「王冠を捨てた恋」を除けば、争乱や政争で強いられたもの (廢位) である⁽¹⁵⁾。日本では、踐祚に際して次の元号が決まるまでは、先帝の元号を使うが、英国で王位終焉後に先王の治世年を使うことはない。治世年の始期について、往古は戴冠 (Coronation) としていたので、崩御で先王の治世年が終わってから長期の空白期間が生じた。しかし、1272年11月16日にヘンリー 3 世が崩御した際に、長子エドワード (1 世) は十字軍遠征中で国を留守にしていたが、11月20日に即位が宣言された (戴冠したのは帰国した 2 年後である。)。これを機に先王崩御後すぐに新王が即位することが先例となり、基本的には王位継承に際しても治世年の空白は生じなくなった。

(15) 廢位させられた王をあげる。王妃の命で幽閉されて弑されたエドワード 2 世。シェークスピア戯曲に名を残したりリチャード 2 世は幽閉後餓死したとも伝えられる。薔薇戦争の契機を作ったヘンリー 6 世は、復位の後再び廢位されてロンドン塔で死を迎えた。塔の中の王子たちとして知られるエドワード 5 世は廢位後ロンドン塔で行方不明。名誉革命の際に国璽を川に投げ捨ててフランスに遁走し、議会で廢位宣言されたジェームズ 2 世。

したがって、各治世年は常に即位の日から始まり、年末はその1日前となる⁽¹⁶⁾。現在在位中のエリザベス2世は、ジョージ6世が崩御した当日の1952年2月6日にケニアで即位されたので、エリザベス2世治世年は毎年2月6日から2月5日であり、治世年が改まるのは2月6日である。中国や日本の元号制では、年は暦年どおり正月朔日に改まるのとは大きな違いなので注意したい。例えば現在(2020年)の治世年を西暦に換算するには、エリザベス2世の即位年1952年を1とするので、 $2020 - 1952 + 1 = 69$ 年なのだが、1月1日から2月5日の間は治世年が改まっていないので、さらに1を減じて68年としなければならない点に注意が必要だ。したがって、例7については、ジョージ6世の即位は1936年の12月11日だったことがわかれば、なぜ治世第14年が1949年ではなく、1950年になるのも合点がいくだろう。

末年の終期は崩御であることは既に述べたとおりである。現在王位にあるエリザベス2世の崩御後も、直ちに新王が即位することが予想され、治世年に空白は生じないはずである。この慣習は、“The king is dead, long live the king”, “the king never dies”, “England always has a king”といった諺にもあらわれている。ヘンリー8世までは先王の治世年の末日(崩御)の翌日から新王の治世年が起算されるのが通例だが、エドワード6世以降は先王の治世年末日と新王治世年の初日は同日である。わが国に置き換えれば踰日改元と同日(時)改元と言うことになるだろうか⁽¹⁷⁾。

先に述べたエドワード1世以降 *England always has a king* の原則が守られてきた。各王の在位期間や治世年は、*Sweet & Maxwell's Guide to Law Reports and Statutes* や『ハンドブック』に掲載されているが⁽¹⁸⁾、エドワード1世治世年に先立つ3日間、そしてエドワード2世(1327年1月20日)とエドワード3世

(16) ただし、エドワード1世の治世年は11月20日に始まり、11月20日に終わっており、11月20日が重複する(*Sweet & Maxwell's Guide to Law Reports and Statutes* (4th edn, Sweet & Maxwell 1962)) (ただし、『ハンドブック』では11月19日に終わるように記されている)。

(17) このほかの彼我の違いとして、日本では元号として佳字が用意されるが、治世年にはこれがないことは言うまでもないが、英国でも王は即位の際に王名(Regnal name)を選ぶことになっている。通常は第一洗礼名を使用するが、ヴィクトリアのようにほかの名を選んだ例もある。

(18) 『ハンドブック』には誤りも見いだされるため、*Sweet & Maxwell's Guide to Law Reports and Statutes* を用いたほうがよい。オンラインでも閲覧可能だ<https://guides.library.harvard.edu/ld.php?content_id=12548485>。

(同1月25日)の間の4日間の空白という些末な点に目をつぶれば、例外はジェームズ2世治世年の終わり(1688年12月11日)からウィリアム3世とメアリー2世の治世年が始まる1689年2月13日までの空白である。名誉革命に際してジェームズ2世が12月11日に国璽を捨てて王城より遁走してから、オレンジ公ウィリアムがロンドンに入り、しぶる議会で共同統治を認めさせるまでの空位(Interregnum)だ(二人の即位後、例4にあげた「権利の章典」が制定された)。これらを除けば、1649年1月30日におけるチャールズ1世の処刑から始まる共和政下の時代も、王政復古後にチャールズ2世の治世年に遡及的に組み込まれている。チャールズ2世は1660年5月29日にロンドンの入城し王座に就いたのだが、先立つ5月8日に議会はチャールズ2世がチャールズ1世処刑後の正当な王であると宣言しており、治世年は1649年1月30日に遡って起算されている(実質に王座に就いたのは第12治世年)。メアリー1世の治世年も、「九日間の女王」ジェーンの在位を塗り替えて、エドワード6世崩御の日(1553年7月6日)から起算している⁽¹⁹⁾。

ちなみに、イングランドにおける共同統治は2度あり、1度目のフィリップ(スペイン王フェリペ2世)とメアリー1世共同統治の際には、両者が別々に治世年を起算してこれを併せて用いていた。すなわち単独統治者として先行するメアリー1世は1553年7月6日から治世年を起算したが、第2治世年にあたる1554年7月25日に婚姻による(*Jure uxoris*)フィリップとの共同統治が始まり、同日から1&2 Philip & Maryとなった。しかし、フィリップは7月25日から治世年を数えるのに対してメアリーは7月6日から数えるため、翌1555年7月6日にはメアリー1世の治世年は改まるが、フィリップはそのままのため1&3 Philip & Maryであり、同年の7月25日になって、2&3 Philip & Maryとなった。このずれは、メアリー1世の崩御に伴いフィリップが自動的に退位となった1558年まで毎年7月に発生した

2度目のメアリー2世とウィリアム3世の共同統治はまた別の複雑な方法をとった。両王は、1689年2月13日に共に即位したため、両王の共同統治時代(William & Mary)は単純である。しかし、ウィリアムとメアリー第6治世年に当たる1694年12月27日にメアリー2世が崩御し、フィリップと異なり退位せずに残ったウィリアム3世は単独統治を始めた、1694年12月28日をウィリアム

(19) ただし、『ハンドブック』は1553年7月6日から同年7月19日までを1 Jane とし、メアリー1世の第1治世年(1 Mary)は1553年7月19日からとし、第2治世年から7月6日を歳首としている。

3 世第 7 治世年に改め、以降 12 月 28 日に治世年を改めている⁽²⁰⁾。

次に特異な例はマグナカルタを結んだことで有名なジョン欠地王である。ジョンは 1199 年の主の昇天祭 (Ascension Day) に即位して以降、暦日ではなく、この祭日を治世年の起算日とした。主の昇天は復活祭の 40 日後に祝われるのだが、復活祭は移動祭日で、その日決めは西洋暦学発展のきっかけとなったような複雑なものである⁽²¹⁾。そのため、18 年間に及ぶジョンの治世年は 5 月 3 日から 6 月 3 日の間でまちまちとなっている。当然 1 年の長さもまちまちなのである。

第 2 章 Short title (略称) について

前章で見たように、英国制定法の引用表示では公式の法典編纂が進んだ米法と異なり、法律の題名が重要な働きをしている。題名といっても short title である。short title の名が示すように、正式名称である long title が別にある。例 1 で示した「キツネ狩り等禁止法」の場合、An Act to make provision about hunting wild mammals with dogs; to prohibit hare coursing; and for connected purposes である。これでも long title としては長いほうではない⁽²²⁾。このため、通常は簡明な short title が用いられる。略称とはいえ、19 世紀半ばから英国の立法は short title を当該法律の中で定めており、安心して用いることができる。ただし、かなり大胆な省略がされているので、日本語に翻訳する際には単語に釣られて誤訳するおそれがあるので、法律の本文や long title を参照した方がいいだろう。例えば、この法律の場合は「2004 年狩猟法」⁽²³⁾や「狩猟禁

(20) 『ハンドブック』の年表では、ウィリアム 3 世の第 6 治世年を 1694 年 12 月 28 日から 1695 年 2 月 12 日、第 7 治世年を 1695 年 12 月 28 日から 1696 年 2 月 12 日、以下各年 12 月 28 日から 2 月 12 日としているが、毎年の過半が空白となる重大な誤りである、第 7 治世年を 1694 年 12 月 28 日から起算し、末年の前年 (第 13 治世年) までの年末を 12 月 27 日とするのが正しい。

(21) 復活祭は、第 1 ニカイア公会議の決定を受けて、春分の後の満月の直後の日曜日に祝われるように統一されたが、満月の算出など、複雑な計算 (コンプトゥス) と論争を伴う。コンプトゥスの発展に多大な貢献をしたのが、「イングランド教会史」や “Reckoning of time” を著した尊者ベータ (753 年没) である。コンプトゥスでは春分を 3 月 21 日に固定するため、復活祭は 3 月 22 日から 4 月 25 日の間に祝われることになる。

(22) Environmental Protection Act 1990 の long title は約 400 字。

止法」⁽²⁴⁾という邦訳があるが、long titleにあるように本法は犬を用いて哺乳類を狩ることだけを規制するものであり、銃猟 (shooting, deer stalking, fowling) は引き続き盛んに行われている。そもそもイギリス英語で hunting は狩猟獣 (game) を捕獲する目的で追いかける行為をいうので⁽²⁵⁾、「狩猟」は誤訳といってよいだろう。そして hunting の典型が、騎乗して猟犬と共に獲物を追うキツネ狩りだ。

往古の議会制定法には題名 (title) はなく、次第に題名がつくようになったが、長いものであるため引用するには不便で、引用表示にはもっぱら治世年と chapter 番号が使用された。24 Geo 2 c 23のごときである。そのうえで、19世紀中ごろから short title が使われ始めた。そして、Short Titles Act 1892⁽²⁶⁾により当時有効な法律の大半に遡及的に short title がつけられた。しかし、既に効力を失った法律など、short title が公式には付与されていないものも多いことは前章で述べたとおりである。その場合には著者が便宜の略称をつけることもある⁽²⁷⁾。また、法律案の提案者を冠した俗称も一般では使用されるものの (例 2 の「新暦法」は、Chesterfield's Act として知られている。)、法律文献の引用表示では用いない。

ほとんどの short title には暦年が末尾に含まれていることは既に見たとおりだが、これに関しても複雑な問題があるので、次章で論ずる。

(23) 斎藤憲司「海外法律情報 英国—2004年狩猟法—キツネ狩りの禁止」ジュリ 1284 : 131 (2005)。

(24) 成廣孝「キツネ狩りの政治学：イギリスの動物保護政治」岡法 54(4) : 739-822 (2005)。

(25) Oxford English Dictionary, vol 7 (2nd edn, OUP 1989) の“hunting”の項には“The action or practice of chasing game or other wild animals”とある。アメリカ英語では追跡猟以外の銃猟も hunting と呼ぶが、罠猟 (trapping) までは含まない。Sir George Campbell, *White and Black: The Outcome of a Visit to the United States* (Chatto & Windus 1879), 330, “What they call hunting in America is not hunting in our sense, but shooting”。

(26) Short Titles Act 1892 (55 & 56 Vict c 10)。その後全面改正により Short Titles Act 1896 (59 & 60 Vict c 14) に置き換えられた。本稿ではあわせて「法律略称法」とする。

(27) 例えば、An Act against tracing of hares (14 & 15 Hen 8 c 10)。

第 3 章 Short title の暦年及びいわゆる西暦の問題について

第 1 章では治世年表示の必要性とその構造について解説したが、やはり我々は short title に付された暦年表示を頼りにしてしまう。ところが、実はこの暦年表示が曲者なのである。そもそもこの暦年は何を指しているのか、そして我々が現在使用しているいわゆる西暦と同じと考えてよいものなのだろうか。令和元年はいわゆる西暦で 2019 年である。西暦はキリスト紀元 (*anno Domini*) であり、キリストの降誕に基づいた暦と一般には理解され、我々日本人は頻繁に和暦を西暦に変換する作業を行っている。しかし、キリスト紀元は我々が考えているほど単純ではない。実は前章で治世年から換算した暦年は、現在われわれが用いている西暦とは幾らかのずれがあるのだ。本章では、まずは short title に付された暦年表示の問題を見たのち、西暦に関する幾ばくかの課題を取り上げる。

「制定法の引用表示法」は、1963 年 1 月 1 日以降に成立する法律については、従来のように会期ではなく、法律が（議会を）通過した「暦年」ごとに編纂するように定めている (reference to the calendar year, and not the Session, in which they are passed)⁽²⁸⁾。このために 1963 年以降の法律は、1962 年以前のものと異なり、引用表示に治世年（会期を示す）が使われないのだ。しかし、具体的にはどの時点をもって pass したと判断するのかが必ずしも明らかではない。うえに、1962 年以前の法律の short title はどう考えればよいのだろうか。例 7 から明らかのように、治世年でなされた会期の表示を単純に西暦に置き換えたものではない（置き換えたのならば、1949-50 年となろうか）。

Short title に用いられる暦年について、「法律略称法」も「制定法の引用表示法」も定義をしていない。このことに関して解説書等は以下の用語を用いて説明をしている。いずれも明確な誤りではないが、精確とも言えない。

① enactment⁽²⁹⁾、② pass⁽³⁰⁾、③ Royal assent⁽³¹⁾、④ came in to force⁽³²⁾

(28) Acts of Parliament Numbering and Citation Act 1962 (10 & 11 Eliz 2 c 34) art 1

(29) Wikipedia, *Short and long titles*, <https://en.wikipedia.org/wiki/Short_and_long_titles> last visited 6 October 2020.

(30) 前掲注 28。

(31) OSCOLA.

(32) 『ハンドブック』108 頁。

Enactment (制定) はわかりやすい説明だが、どの時点で enact されるかという点、議会を pass (通過) し、厳密には Royal assent (国王裁可) を得て、act となり (enact), commence (発効), すなわち come in to force する、といえよう。

Acts of Parliament (Commencement) Act 1793 (33 Geo 3 c 13) [以下、「法律発効法」] は、法律に施行日が定められていない場合は、裁可の時から施行されることも定めるとともに、同法が制定されて以降、王立印刷局にて印刷される法律には国王が裁可 (Royal assent) した日が明記されることとされた (かつては Royal assent の日が明らかでないことも多く、Royal assent は会期の末日とみなす慣行があった時期もあった。)。実務的には、「法律発効法」施行以降は、国王裁可の日 (の属する年) が short title に使用されている。

しかし、次なる問題は「法律発効法」が1793年4月に施行される前である⁽³³⁾。実は、「法律発効法」より前には、議会の会期は1日であるという法的擬制が通用しており、ある会期中で成立した法律は、当該会期の初日に成立したものとみなされ、初日に遡って効力を持った (commencement) のである。この遡及的効力発生は「法律発効法」の前文が記しているように多大な不正義をもたらしたもののだが、引用表示の実務にも少なからず混乱をもたらしている。

好例が例2で示した「新暦法」(Calendar (New Style) Act 1750 (24 Geo. 2 c. 23)) である。この法律は、1751年5月27日に裁可され、1752年1月1日から施行されたのだが、「法律略称法」により Calendar (New Style) Act 1750とされている⁽³⁴⁾。なぜ1751年あるいは1752年ではないのだろうか。それは、この法律が1747年6月22日に召集され、同11月10日から1754年4月8日まで続いた第10議会のうち、1751年1月17日から同6月25日まで開かれた第4会期に成立したからである⁽³⁵⁾。第4会期が1月17日に始まっていることが鍵なのである。「新暦法」の規定内容は、①1752年より、一年の始まりを3月25日から1月1

(33) 同法第1条は、“every Act of Parliament which shall pass after the eighth day of April one thousand seven hundred and ninety-three” に適用されることとしている。

(34) Short titles Act 1896 (59 & 60 Vict c 14) sch 1.

(35) 議会の会期については、The History of Parliament: British Political, Social, and Local History <<http://www.historyofparliamentonline.org/volume/1715-1754/parliament/1747>> last visited 6 October 2020.

日とすることと、②1752年9月2日の翌日を9月14日とし、グレゴリオ暦に改暦することであった。既に述べたように、1793年法以前の法律の発効日 (commencement) 及び制定日 (enactment) は会期の初日なので、「新暦法」の成立日は第4会期初日の1751年1月17日であり、まだ「新暦法」の規定が施行されていないので、1751年3月24日までは公式暦では1750年なので short title にもそのように示されているのだ。

同様の年表示のずれは例4と5でも発生している。この二つの著名な法律は、公式の short title には暦年を含まないものの、連合王国政府のオンライン法令集 legislation.gov.uk では、例4は Bill of Rights [1688] と表示されている。しかし、「権利の章典」が1689年に成立したことは広く知られており、連合王国議会のホームページでも Bill of Rights 1689 と表示されている⁽³⁶⁾。例5については、議会のホームページでは1714 Riot Act と表示しているが⁽³⁷⁾、歴史学を含めて、通常は Riot Act of 1715 とする。「騒擾法」は、1714年のいわゆる戴冠騒擾と、1715年の総選挙後に起こった騒擾を受けて1715年8月に成立したもので、1714年としたのではつじつまが合わないのである。なかには「騒擾法」は1714年に議会を通過し (passed), 1715年に施行 (came in to force) されたという説明をする著者もいるが⁽³⁸⁾、誤謬である。ちなみに Bluebook は short title が暦年を省略する際にもこれを表示する方針のようなので、「権利の章典」や「騒擾法」では自分で判断するしかないが、大概の著者は「権利の章典」には1689年、「騒擾法」には1715年をあてているようである。

したがって、「法律発効法」が適用される前は、当該法律が成立した議会の会期の初日が属する暦年、同法が適用されたのちは、国王裁可の日の属する暦年と整理するのが理に叶う (変則的なものも見受けられるが)。

先ほど1752年の「新暦法」施行は、改暦と3月25日から1月1日に年の初めを改めたことを述べたが、同法の施行以前から、18世紀の英国では年を3月25

(36) UK Parliament, *Bill of Rights* <<https://www.parliament.uk/about/living-heritage/evolutionofparliament/parliamentaryauthority/revolution/collections1/collections-glorious-revolution/billofrights/>> last visited 6 October 2020.

(37) UK Parliament, *1714 Riot Act* <<https://www.parliament.uk/about/living-heritage/transformingsociety/electionsvoting/newport-rising/1839-newport/riot-act-1714/>> last visited 6 October 2020.

(38) Martin Hilton, 'And the Riot Act was Read' (2003) 24 *Adelaide L Rev* 79.

日で区切るのか、暦年（1月1日）で記載するのか、民生上は混乱が生じていた。この混乱を解消すべく「新暦法」が制定されたのである。以下にこの混乱の背景について解説する。

古代の歴史家の誤りによって、キリストの生誕年は西暦元年と4年程度ずれているなどということは比較的広く知られているが、我々はキリスト教社会での暦は統一されているという誤った認識を持っていないだろうか。グレゴリオ暦という単一の暦が通用する以前の欧州において、国はおろか都市を異にすると天文学的には同一の日であっても、異なった月日さらには年で表記されていたため、法的文書では大なる混乱が生じていた。その理由の要点は、中世に広く欧州で通用していたユリウス暦（旧暦）から、グレゴリオ暦（新暦）への改暦時期がばらばらであったことと、歳首とする日がまちまちで、年表示にばらつきがあったことである。

紀年法には元号や即位紀年のように、時を統べるという観念があることは既に述べたとおりである。欧州では王以上の時を統べる力として、キリスト教会が屹立している。教会は早い時期から特に復活祭の日取りを中心とする教会暦と、聖書と聖伝の理解を深めるために紀年法の整備を行ってきた。イングランド唯一の教会博士とされる尊者ベータの主要著作の一つが“Reckoning of time”であることは示唆的である。そしてカトリック教会は、復活祭の日付を巡る諸問題解決の切り札としてグレゴリオ暦を創出したのである。しかし、プロテスタントや正教会を信奉する諸国における採用は遅れた。カトリック諸国は1582年（仏、伊、西）から数年の間にユリウス暦からグレゴリオ暦へと改暦されたが、大英帝国における改暦は1752年である。東欧ではさらに改暦は遅れて、ロシアでは1918年、ギリシャでは1923年である。

英国におけるグレゴリオ暦への改暦は、上述のように「新暦法」により、1752年のユリウス暦9月2日の翌日が9月14日とされた。改暦前の旧暦を Old Style (OS)、改暦後の新暦を New Style (NS) と呼ぶことがあるが、この10数日のずれは、自然や農事を扱う際には微妙な違いをもたらす。例えば、ヘンリー8世治世第25年（1533年）の法律が鴨などの水禽の禁猟期を5月末日から8月末日、ジェームズ1世の治世第7年（1609年）の法律がキジ等の禁猟期を7月1日から8月31日と定めたが⁽³⁹⁾、いずれも16、17世紀のユリウス暦なので、

(39) イギリスにおける猟期の歴史の変遷については、高橋満彦「猟期考——野生動物法の時間的各論として」比較法学 53 (2), 75-115, 2020.

10日を加えて現代の暦に直さないと正確な理解に結びつかないだろう。ちなみに、英国における個人の課税年度が4月6日に始まるのは、税年度が「新暦法」施行後も変更されず、それをグレゴリオ暦に直したためである。

さて、治世年とはかく、1752年の9月3日が9月14日と改暦されたことさえ覚えていれば問題はクリア、と言えそうなものであるが、ここに一つの落とし穴がある——年がいつ始まるかと言うことである。

実は、近代以前の欧州における年の始まりは、諸邦においてまちまちであったのだ。降誕祭 (Christmas, 12月25日)、復活祭 (Easter, 3月下旬から4月下旬)、聖マリアへのみ告げの日 (Annunciation, 3月25日)、あるいは1st of January (1月1日) または1st of September (9月1日) が年初に選ばれた⁽⁴⁰⁾。奇妙に思えるかもしれないが、現代日本でも4月1日が政府や学校の年度初めとされていることを想起すればあながち奇習とは言えまい (ただ、現代日本の年度と異なり、3月24日まで暦も旧年のままだった)。

さて、英国における beginning of the year (以下、既存概念との混同を避けて「歳首」としよう。) は、古くは降誕祭とするのが主流であったが、12世紀から13世紀にかけて3月25日を年始とすることが主流となった。3月25日は Feast of Annunciation (Lady Day)、天使がマリアに主イエスの受胎を告知したことを記念する祭日である⁽⁴¹⁾。キリスト紀元 (*anno Domini*) の基準となるキリストが、「受肉」すなわち神の子が天より下り身を取り人となられた日を歳首とする考えといえるが、出生に先んじて、受胎した日を主の受肉、すなわちと歳首と解したのである⁽⁴²⁾。なお、復活祭や9月1日を歳首とする方法も大陸や教会暦では一定の使用があったが、英国ではあまり用いられなかった。

一方、ローマ帝国では、9月を年初とするインディクティオ方式なども用いられたが、暦の上では January が最初の月とされていた⁽⁴³⁾。教会は1月1日

(40) 歳首の議論については、『ハンドブック』8-14頁など。

(41) 元来は東方で始まった祭日で、正教会では「生神女福音祭」、聖公会では「聖マリアへのみ告げの日」、現代のカトリックでは「神のお告げの日」と称される。

(42) 受肉 (藉身、托身) がどの段階で行われたのか、教義上確定したものはない。ちなみに聖書中にはキリストの事績で日付が示されているのではない (強いて言えばキリストの受難と復活がユダヤ教の過越祭と連動して起きたことなど)。

(43) 元来ローマ暦では March が始めの月だった (September はラテン語の sept (7)、以下で December (decem10) までがその名残である)。紀元前

を歳首とするのは異教の弊習であるとして変更を試みたが、January を年始とする通念は民間に根強く残った。各国の言語で New Year's Day は 1 月 1 日に限られて使用されているのが証左である⁽⁴⁴⁾。なお、一部に誤解があるようだが⁽⁴⁵⁾、ユリウス暦が 3 月 25 日を歳首と定めていたわけではない。むしろ January を年初に置いており、1 月 1 日を暦上の年始と観念してもよいだろう。

公式暦においても 16 世紀後半の大陸諸国では January の朔日を歳首とすることが広がり、英国ではグレゴリオ暦の導入を機に 1 月 1 日が歳首とされた。このため、『ハンドブック』などでは、歳首を 1 月 1 日へ統一したことがグレゴリオ暦改革の一部であるかのような解説がなされているが⁽⁴⁶⁾、グレゴリオ 13 世の改暦勅書 (*Inter gravissimas*) には歳首に関する言及はなく、勅書どおりに改暦が行われたイタリアでも、ヴェネチアが歳首を 3 月 1 日から 1 月 1 日に改めたのは 1797 年、ピザやフィレンツェも 1749 年まで各々の異なった紀年を使用するなど、都市国家間でばらばらの状態は続いた⁽⁴⁷⁾。

スコットランドはユリウス暦の使用を続けながらも 1600 年に歳首を 1 月 1 日に改めた (1599 年 12 月 31 日の翌日から 1600 年)。イングランド、ウエールズ、アイルランド、北米植民地など、スコットランド以外の大英帝国領で 1 月 1 日が歳首になるのは公式には 1752 年の 1 月を待たなければならないが、17 世紀から大陸諸国やスコットランドの影響で、国民の間では 1 月 1 日を歳首とすることは広がっていた。

ちなみにイングランドとスコットランドの年表示の差異は両国の合同に関する法的文書にも表れている。イングランドとスコットランドの合同は、1706 年 7 月に合同条約が合意され、1707 年 1 月にスコットランド議会で Union with England Act 1707 c 7 により同条約が批准されたことを受けて、イングランド議会も 1707 年 3 月に Union with Scotland Act 1706 (6 Anne c 11) 【スコットランド合同法】で同条約を批准し、同年 5 月から合同が施行されたものである⁽⁴⁸⁾。

713 年に January, February の 2 か月が加えられた。

(44) 間崎 前掲注 3。Leofranc Holford-Strevens, *The History of Time: A Very Short Introduction* (OUP 2005) 128.

(45) 田中英夫『英米法辞典』(東京大学出版会, 1991) (calendar の項)。

(46) 『ハンドブック』18頁。

(47) Holford-Strevens (n 44) 127。間崎 前掲注 3。ピザとフィレンツェは 3 月 25 日を歳首としたが、ピザの方式は英国を含めて他所のものより 1 年減ずる必要があった (受肉から忠実に起算したため、BC1 年が AD1 年となる)。

(48) イングランドとスコットランドの 1707 年合同に関する議会の動きについて

しかし、イングランド側の short title の年表示は1706である。一方、スコットランド側はこの時点では既に治世年を用いていないばかりか、歳首は1月1日であるため、1707と表示している点にも注目したい。

このように二つの年の区切りが併存する中で、3月25日で区切る公式な年は Old Style (OS) または legal year 若しくは civil year と称され、1月1日で区切る年は New Style (NS) または calendar year あるいは historical year と称され、文書には“1st of March, 1675/1676”のように OS と NS を併記 (dual dating) して誤解を避ける工夫が多用された。

加えて OS をユリウス暦、NS をグレゴリオ暦の意味で用いることも多いため、NS にはユリウス暦のまま、年の区切りだけ1月1日としたものと、グレゴリオ暦に依拠するものがあり、紛らわしい。そして、この時期の文書で併記がないものの判断は容易ではない。政治行政や法に関する文書は OS によっていると推測されるかもしれないが、民生上の文書は NS を用いているものも多い。特に1月1日から3月24日の間の日付のものは、注意して扱うべきである。

第4章 まとめと若干の考察

本稿では引用表示と治世年や旧暦に関する些末な事項を縷々綴ってきたが、要点としては英国における制定法の引用表示は、short title (略称)・暦年 [short title の一部を構成]・chapter 番号 (法律番号) で構成される。Chapter 番号は毎暦年ごとに編集付与されるが、1962年以前のものでは議会の会期ごとに編集され、治世年の表示も必要である。治世年は即位の日から起算され、日本の元号と異なり、毎年当該日に年が改まるので、先学は「治世年から西暦への換算はまことに注意深く行わねばならない」と警告している⁽⁴⁹⁾。かかる不便さに甘んじながらも、「王への服従の証明 (あかし) が王治世年の使用なのである」と井ヶ田教授は述べている⁽⁵⁰⁾。しかし、肝心の西暦は諸邦によってまちまちであった。イングランドでは1752年までユリウス暦が使用され、かつ3月25日を歳首として年を改めていたが、スコットランドでは1600年から1月

は、P. W. J. Riley (1969) 'The Union of 1707 as an Episode in English Politics' 84 *The English Historical Rev* 498.

(49) 井ヶ田 前掲注3。

(50) 井ヶ田 前掲注3。

1日が歳首だった。かかる状況を間崎教授は「紛糾錯雑」と評しているが⁽⁵¹⁾、かかる状況下で誤解を排するためには、為政者を基準とする治世年を用いたことは案外と理に叶っていたのではないだろうか。

ところで、本稿で紹介した引用表示のルールは絶対的なものではない。既に述べたように、引用表示な長年の実務の積み重ねで、特に古い法律には例外や不規則事例も散見される。前章で言及した「スコットランド合同法」が成立した会期がその例の一つだ。政府のオンライン法令集 legislation.gov.uk が依拠する法令集 *Statute of the Realm*⁽⁵²⁾ において6 Anne の項に所収されているわけだが、*Statute of the Realm* の該当箇所の注には “This is Chapter VIII. 5 & 6 Ann. in the Common printed Editions.” と記されている⁽⁵³⁾。そのほか、5 ANNE, c. 8. としている法令集もある⁽⁵⁴⁾。かつての議国会期は終了したのか休会したのか明確ではなかったことに加えて、この時期はイングランド議会在グレートブリテン議会に移行した時なので、不規則が生じたのではないかと推測するが、なんとも「紛糾錯雑」である。しかし、現在通用している法令集では、6 Anne c 11で「スコットランド合同法」に行きつくことになっているので、引用表示として問題はなく、後世の一著者がこれを改めるのは本末転倒であろう（もっとも Bluebook の厳密さに慣れていると、なぜどの法令集（この場合 *Statute of the Realm*）に準拠しているか示さないのは解せないが、これが英国流儀なのだろうか。）。

所詮、引用表示はその情報がどの文献（資料）のどこにあるかを示すものである。出所となる文献（法令集）が治世年で編集されているので現在でも治世年を使用しているわけで、仮に王制が廃止されてもそれは変わらないだろう。治世年との付き合いは長いものになりそうである。

(51) 間崎 前掲注3。

(52) 19世紀前半に政府が公文書管理改善のためなどに設置した Record Commission が、1810年から1825年に編集した法令集で、引用表示が法令（他の法令を含む）に印刷されていない場合は *Statutes of the Realm* に従うことが法で定められている（Interpretation Act 1978 c 30, s 19 (1) (b)）。

(53) *Statutes of the Realm* vol 8 (Record Commission, 1821) 566. <<https://catalog.hathitrust.org/Record/012297566>> last visited 6 October 2020.

(54) Danby Pickering (ed), *The Statutes at Large, from Magna Charta to the End of the Eleventh Parliament of Great Britain, Anno 1761* vol 11 (C. Eyre and A. Strahan 1764) 196. <<https://archive.org/details/statutesatlarge35britgoog/page/n235/mode/2up>> last visited 6 October 2020.

だが、法的文書に治世年が用いられるのはエリザベス 2 世が最後となる。井ヶ田教授は「世界的普遍性と合理性」において劣る即位紀年が民主化とともに後退し、西暦に移行したことは日本の元号制度にも示唆的だと述べられている⁽⁵⁵⁾。しかし、現代日本の元号制は英国の治世年に比べれば格段に簡明で、治世年ほど非合理とはいえない。元号を巡っては様々な議論があるが、国民がこれを支持し続けるならば文化多様性の一つとして存続していくと思われる。一方で、英国法史から学べることとしては、紀年法はできるだけ合理的で簡明にあるべきである。そして今や世界的な普遍暦である西暦との換算は容易でなければならない（特に情報システムへの配慮が必要だ）。令和への改元を振り返っても、即位翌年からの踰年改元（中国や江戸期に多用された。）、または会計年度初の 4 月 1 日からの改元などの改善策も真剣に検討すべきだったのではないだろうか⁽⁵⁶⁾。幸い元号法は「元号は、皇位の継承があった場合に限り改める」（第 2 項）と代始改元を定めているが、改元のタイミングまでは定めていない。

謝辞

本稿は、JSPS 科研費 17K03503 「猟漁五部作—狩猟・漁撈の諸要素に着目した野生動物法の各論構築」（代表者・高橋満彦）、同 18H00793 「農地の法的社会的管理システムの比較研究」（代表者・棚澤能生）による研究から派生した成果の一部である。草稿に意見をくださった小川祐之博士のおかげで幾ばくかの技術的な誤りを正すことができた。あわせて感謝する。

(55) 井ヶ田 前掲注 3。

(56) このような議論を拒絶した保守系の政治家や識者たちが掲げた「伝統」は創作されたもので、彼らの歴史に関する不勉強を露呈している。